

境港利用企業助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 境港貿易振興会(以下「振興会」という。)は、境港の利用促進を図るため、境港外貿定期航路を利用して輸出入を行う荷主に対して、その実績に応じて助成金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を本要綱で定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 境港外貿定期航路

境港と他国の港との間を定期的に運航している中国航路、韓国航路及び韓国・中国航路をいう。

(2) 荷主

直接貿易においては船荷証券に荷送人若しくは荷受人として記載のある者、又は間接貿易においては船荷証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人若しくは終点となる荷受人(以下「国内における発注主」という。)のうち1者とする。

(3) TEU

20フィートコンテナ1本を1TEU、40フィートコンテナは2TEUとする。

(4) 境港利用日

境港外貿定期航路の船舶の境港入出港日とする。

(助成事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、境港外貿定期航路を利用する事業であって、次の各号に定めるものとする。

(1) 当該年度中に境港外貿定期航路を新たに利用して境港でコンテナ貨物等の輸出入を開始する事業(以下「境港新規利用企業助成事業」という。)

(2) 境港外貿定期航路を利用して輸出入を行うコンテナ貨物等について、前年度の境港利用実績と比べて貨物量が増加する事業(以下「境港利用拡大助成事業」という。)

(3) 当該年度に境港外貿定期コンテナ航路の小口混載貨物サービスを境港で利用する事業(以下「境港小口混載利用促進事業」という。)

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、当該年度に境港外貿定期航路を利用して輸出入を行い、かつ、国内に事業所を有する荷主とする。

(助成対象期間)

第5条 助成事業の対象となる期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの境港利用日とする。

(助成金の額等)

第6条 助成事業の助成金の額は次の表のとおりとする。

事業名	助成金の額等
境港新規利用企業助成事業	1 TEUあたり20千円（1事業実施主体につき500千円/年度を上限とする） なお、境港新規利用企業助成事業の対象貨物で中国航路利用により上海との輸出入を行う貨物並びに鳥取県（倉吉市、東伯郡、米子市、境港市、西伯郡、日野郡）及び島根県（松江市、安来市、出雲市、雲南市、仁多郡）より遠隔の地域（以下「遠隔地域」という。）を起点又は終点とする国内輸送を行う貨物については、それぞれ1 TEUあたり5千円を追加（1事業実施主体につきそれぞれ125千円を上限とする）
境港利用拡大助成事業	前年と比較して10 TEU以上増加した事業実施主体に対し、増加した貨物について、1 TEUあたり10千円（1事業実施主体につき2,000千円を上限とする） なお、境港利用拡大助成事業の対象貨物で中国航路利用により上海との輸出入を行う貨物及び遠隔地域を起点又は終点とする国内輸送を行う貨物については、それぞれ1 TEUあたり5千円を追加（1事業実施主体につきそれぞれ1,000千円を上限とする）
境港小口混載貨物利用促進事業	船荷証券で算定された海上運賃の元となる重量1トン又は容積1立方メートルあたり、直行便については1千円（1事業実施主体につき100千円を上限とする）、積替便については4千円（1事業実施主体につき200千円を上限とする）

2 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は超過部分については交付しないものとする。

（助成金交付申請及び請求）

第7条 助成金の交付を受けようとする荷主（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる期間の境港利用実績に係る境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）（様式第1号）及び船荷証券（写し）を、当該各号に定める日（以下「申請期限」という。）までに振興会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、申請期限後の提出をすることができる。

(1) 当該年度4月1日から同年度12月31日まで 当該年度1月31日

(2) 当該年度1月1日から同年度3月31日まで 当該翌年度4月10日

2 前項の規定にかかわらず、請求者の境港利用実績が助成金の限度額に達した場合又は当該年度の利用が終了した場合は、速やかに会長に提出するものとする。

3 遠隔地域を起点又は終点とする国内輸送を行う貨物に対する助成を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加え、遠隔地域陸送届出書（様式第2号）を提出するものとする。

4 間接貿易において船荷証券上の荷主が交付申請者となる場合は、予め国内における発注者と調整を図った上で交付申請を行うものとする。

5 国内における発注主が交付申請者となる場合は、別に定める書類又はそれに準ずるものを、別途、提出するものとする。

（助成金交付決定）

第8条 会長は、前条の境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）を受理したときは、速やかに内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。

2 助成金を交付する場合は、会長はその旨を助成希望者に、境港利用企業助成金交付決定兼確定通知書

(様式第3号)により通知する。

- 3 不交付とする場合は、会長はその旨当該請求者に、境港新規利用企業助成金不交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(助成金の支払い)

第9条 助成金の支払いは、前条の規定により交付決定兼確定通知をしてから30日以内に当該請求者に対し支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。ただし、次項に規定する暫定措置については、令和元年11月28日以降の事業から適用する。

(環日本海圏定期貨客船航路の休航に伴う暫定措置)

- 2 環日本海圏貨客船航路の令和元年11月28日からの休航に伴う暫定措置として、当該航路から境港外貿定期航路のコンテナ船による輸送に切り替えた事業実施主体については、境港新規利用企業助成事業が適用日から1年間、又は、当該航路が再開するまでのいずれか早い日まで、継続して利用できるものとする。

境港貿易振興会会長 様

申請者 所在地 〒
 名 称
 代表者役職・氏名



担当 者所属氏名
 電 話

令和 年度境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）

境港利用企業助成金の交付を受けたいので、境港利用企業助成事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請（報告）します。

- 1 申請の種類及び対象（該当するものを○で囲んでください。）
 種 類： ・境港新規利用企業助成事業 ・境港利用拡大助成事業 ・境港小口混載利用促進事業
 申請対象： ・4～12月利用分 ・1～3月利用分 ・途中申請(上限額、年度内利用終了)

2 実績等

(1) 当該年度利用実績及び今年度の見込

(*実績確定月を○で囲み、以降は見込み数字を記入し年度見込みまで記入ください。)

記入数値の単位の別 TEU / t / m³

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度見込
輸出													
輸入													
合計													
									4～12月計：	1～3月計：			

(2) 前年度利用実績 (*境港利用拡大助成事業を申請する場合にご記入ください。)

TEU

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度実績
輸出													
輸入													
合計													

3 貨物の内容

4 交付請求額 _____円 (①+②+③)

新規・利用拡大・小口 _____円 × _____ (TEU / t / m³) = ① _____円

加算分：中国航路 5,000円 × _____ TEU = ② _____円
 遠隔地域陸送 5,000円 × _____ TEU = ③ _____円

5 振込先口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義 (フリガナ)

6 貨物明細（交付請求対象貨物分のみ記入してください。なお、枠が足りない場合は加筆してください。）

	BL #	入出港日	数量	仕向(出)港	国内発着地	利用船社	通関業者
1							
2							
3							
4							
5							
合計							

※「入出港日」は境港の入出港日、「数量」は数量単位(TEU、t、m³)、「利用船社」は(神原・高麗・興亜・長錦)、「通関業者」は(境港海陸運送、上組、ミック、等)をご記入ください。

※「国内発着地」は遠隔地域から陸送する貨物がある場合のみ、日本国内の発着地を記入してください。

※境港利用荷主・利用を決定した荷主が、BL上に記載されていない場合は、記載された(輸出入等を代行した)商社等と調整の上、別途貨物所有権移転届書を添付してください。請求はどちらか一者のみとなりますので事前に十分調整の上で申請してください。

7 添付書類 1. 船荷証券(写し) 2. その他

8 他の補助金の活用の有無(有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

境港貿易振興会会長 様

申請者 所在地 〒

名 称

代表者役職・氏名

㊞

〔 担当者所属氏名
電 話

令和 年度遠隔地域陸送届出書

遠隔地域（鳥取県中・西部、島根県東部以外の地域）を起点又は終点とする輸送を行ったので、境港利用企業助成事業実施要綱第7条第3項の規定に基づき、本書のとおり届け出ます。様式第1号に記載した内容については、事実と相違ありません。